

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○幸村香代子君 皆様、おはようございます。立憲民主連合会派、八代市・郡選出の幸村香代子でございます。

7月28日に発生した令和8年熊本地震でお亡くなりになりました38名の皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災され、今なお困難な暮らしを続けておられる皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

発災時から、国、県、各種団体、各方面、ボランティアなど、多くの皆様の御支援をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

発災からまだ1か月です。長い時間がたったようにも思いますし、昨日の出来事のことものようにも思えます。日常の暮らしを取り戻す復旧、復興の道のりは長いものと覚悟をしておりますが、引き続き皆様の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今回、8項目を通告いたしております。端的に質問をしまいたいというふうに思っております。また、先ほど質問された溝口県議と重なるものもございますが、御理解をいただきたいと思います。

まず、1項目め、熊本県防災センターの役割と10年前の熊本地震の教訓について伺います。

令和5年3月、熊本県防災センターが完成いたしました。センターの目的は、熊本地震からの復興のシンボルであり、県の災害対応が強化され、九州を支える広域防災拠点として貢献していくとされております。建設後、幾度かの災害に見舞われましたが、今回の地震も、いつかは来ると想定されてはいたものの、これほど早く、また、これほどの威力を持つものであったかと、改めて自然の脅威を思い知らされております。

しかし、いかなる災害に対しても、県民の命と財産を守り、暮らしを守ることが県行政の責務です。そこで、今回の地震に対して、防災センターがどのような役割を果たしているのか、また、10年前の地震の教訓はどのように生かされたのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 立憲民主連合の代表質問、幸村先生からの御質問にお答え申し上げます。

まず、今回の熊本地震において防災センターが果たした役割についてお答え申し上げます。

かつての防災センターは、県庁新館の10階にございました。平成28年の熊本地震の際には、発災後の停電によるエレベーターの停止や、国や関係機関の活動スペースが限られ、連携が図りづらいという状況が生じておりました。

その教訓を踏まえ、令和5年に完成した防災センターは、様々な情報等が集約されるオペレーションルームの機能を拡充するとともに、国や関係機関の活動スペースなどを低層階に配置して、十分な広さも確保しました。

今回の地震では、免震構造により建物や設備に被害がなく、電気や通信も問題なく使用できたこともあり、発災直後から、防災センターには自衛隊、警察、消防、各省庁等が参集し、一つのフロアに情報

を集約の上、意思決定を行うことができました。

また、発災2日後に設置された政府の非常災害現地対策本部を核として、10年前よりも早いスピードで災害対応体制を整えることができました。これにより、人命救助はもとより、早い段階から被災地のニーズ把握も行ったことで、電気、通信の復旧やプッシュ型による支援物資の搬送など、迅速な初動対応を実施できました。

さらに、仮眠室や休憩スペースも確保しておりましたことも、対応する職員の疲労回復にもつながりました。

このように、現在の防災センターは、県の災害対応の中核としての機能を最大限果たしていると認識しております。

次に、10年前の熊本地震から生かされた教訓についてお答え申し上げます。

例を挙げて申し上げますと、人的支援の受援体制、受入れ体制が飛躍的に向上したことで、県内外からの応援職員を被災市町における避難所運営などに早期に派遣することができました。また、DMAT、DPAT、県内各地の医療機関との連携体制が構築できていたことから、機能不全に陥った病院からの病院間搬送を迅速かつ的確に実施して、人命救助につなげることができました。

そのほかにも、家屋被害認定調査の早期着手や建設型応急仮設住宅の速やかな着工など、これまでの経験を生かした大規模災害を踏まえた教訓が確実に生かせていると考えております。

県としては、引き続き、これまでのハード、ソフト両面での教訓を生かして、先を見据え、スピード感を持った対応を行い、被災者の皆様の一日も早い生活再建に向け、全力で取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 確かに、この酷暑の中、電気の復旧であるとか、主要幹線道路の復旧など、本当に驚くほどの速さで整えていただきました。これも、先ほど知事が答弁されたように、防災センターでいろんな情報が集約され、いろんな人的支援も含めて、早めに対応していただいたおかげだろうというふうに思います。

人的支援も早かったですし、他自治体からの対口支援も800人以上に上ると報道がございました。トイレカーも全国から配置いただきました。水を循環できるシャワーとか、手洗いの設備も多く置かれていたことから見ても、10年前とすると非常に飛躍的にその辺りは環境整備されたのかなというふうに思いました。

しかし、残念なことに、熊本はトイレカーがありませんですね。ぜひ、熊本でもトイレカーを購入いただきたいというふうに思います。

今回、特に、医療・福祉チームの支援チーム、この体制が、避難所を細かく対応していただいたことで、災害関連死を防ぐために、本当に尽力いただいているというふうに認識をしております。

しかし、一方では、指定避難所以外での避難であるとか、在宅避難されている方の把握ができないなど、必要とされる支援を届けることが、10年前よりも難しくなっているのではないかというふうに思います。伴い、支援物資のプッシュ型支援がラストワンマイルまで届く仕組みをどうつくるのかというよ

うな問題も改めて浮き彫りになっています。

指定避難所への避難や避難所生活に対応できない方たちが増えています。今後の避難計画の見直しも必要になるのではないかというふうに思いますし、今後、日奈久断層の残された部分の地震発生が予測をされております。今回の様々な教訓が県に改めて集約されて、市町村自治体に共有され、また改めて対策を進めていくことをお願いして、次の質問に入ります。

災害対応職員の誹謗中傷対策とメンタルヘルスケアについて伺いをいたします。

発災時の初動から、昼夜を問わない避難所運営、罹災証明書の発行、損壊家屋の調査、生活再建支援など、現地自治体職員とともに対応に当たっていただいている職員の皆様に心より感謝を申し上げます。

通常業務に加えての被災地対応は、心身ともに極限の状態に置かれるのではないかと想像できます。中には、自分自身が被災者である職員もいるはずです。このように被災者支援に当たる職員に対し、SNS等を通じた誹謗中傷が向けられ、エスカレートしているケースが報告されています。そのような実態を県は把握されているでしょうか。

また、こうした緊張を伴う被災地対応や誹謗中傷は、職員の心身に大きな負担を与えるものです。メンタルヘルスへの影響も懸念されます。県として、職員に対するメンタルヘルスケアにどのように取り組んでいくのか、併せて知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 今回の熊本地震では、県職員はもとより、県内市町村、国の各省庁、都道府県の皆様方、そして全国から集まっていた支援者の皆様にも、昼夜を問わず懸命に御対応いただいております。心より感謝申し上げます。

また、私自身、被災地や災害対策本部において職員が働く姿を目の当たりにし、それぞれが強い使命感とスピード感を持って職務を全うしてくださっており、知事として大変誇りに思うところでございます。

さて、災害時のSNSの利用については、リアルタイムで様々な情報を収集、発信できる強みがある一方、詐欺や信憑性の低い情報が拡散されるなど、課題もございます。

議員御質問のSNSでの誹謗中傷に関し、業務遂行の妨げや県行政への信用失墜につながるものに対しては、カスタマーハラスメントとして、警察、弁護士への相談や運営者への削除要請も含め、組織として毅然と対応する必要があると考えております。

次に、職員のメンタルヘルスについては、私は、復旧、復興を持続的に進めていく上で、災害対応の第一線で活躍する職員が、常に健康で意欲的に取り組んでいけることが大変重要であると認識しております。

そこで、平成28年熊本地震などの経験を基に、メンタル不調の予防、相談体制の強化、この2点の視点で職員の健康管理に努めてまいりました。

1点目のメンタル不調の予防については、職員個人に災害対応業務に伴う過度のストレスや負担を生

じさせないよう、組織的な取組を進めていくとともに、職員の健康状態を把握していくことを重視して取り組んでおります。

具体的には、災害対応業務を優先的に進めるため、業務継続計画、いわゆるBCPに基づいて、業務の休止や先送りなど、通常業務の大幅な削減を図っております。また、災害対応のフェーズを踏まえ、疲労やパフォーマンスの低下などを把握できるストレスチェックを徹底させることとしております。

2点目の相談体制の強化については、まず、日頃から職員が気軽に上司や同僚に相談できる風通しのよい職場づくりに取り組んでおります。その上で、専門的な見地からの助言が必要な場合には、健康サポートセンターの産業医や保健師などが相談に当たることとしており、10年前の熊本地震以降増員を図ることで、より細やかな対応を行っております。

引き続き、職員一人一人が高い使命感とやりがいを持って業務に従事できるよう、メンタルヘルスケアにしっかり取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 SNSの誹謗中傷に対する対応を質問したんですけれども、やっぱり拡散されやすいということも含めて、やはり把握も含めて、対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

県職員はもとより、多くの自治体職員の皆さんが不眠不休で支援に当たっておられます。先ほど知事の御答弁にありましたように、公務員の使命感の強さ、これを改めて実感をいたしました。ともすれば、その責任感が心身の不調を引き起こすのではないかと思います。

8月26日の地方版に「被災職員への支援」という記事が掲載されました。熊本地震から3年後に、熊本市がまとめた女性職員50人の証言です。仕事だけではなく、自らも被災しながら、子育てや介護の役割と公務員としての使命感のはざまでの葛藤があったと記載されています。

今回の地震は、夏休み中に起きています。女性職員だけではなく、子供を持つ男性職員も、我が子のケアも必要な中で、相当苦しい胸のうちではなかったかと想像できます。

これから、被災地に対して中長期的な支援が必要になりますし、復興支援のメニューが次々と国から提示されています。ありがたいことではありますが、職員の負担も増えていくことが予想されます。ハードワークにならないよう、過度な精神的負担を負うことがないよう、十分な職員の配置とケアを行っていただくことをお願いいたします。

次の質問に入ります。

スフィア基準を踏まえた避難所環境の改善についてお伺いをいたします。

2024年12月、内閣府は、避難所ガイドラインを改定し、避難所における生活の質の向上を図る上で、国際的な人道支援の基準であるスフィア基準を参考とするという考え方を示しました。

スフィア基準では、避難所での居住スペースを1人当たり3.5平方メートルとし、行動規範として、水と衛生、食料と栄養、避難所と避難先の居住地、保健医療の4分野に関する最低基準が示されています。

県においても、災害時における避難所の環境改善は課題であるとし、段ボールベッドや非常食などの

備蓄も含め、取り組んでこられたと思いますが、残念ながら、今回も、避難所の環境は、10年前の災害時とほぼ変わりませんでした。このことをどのように受け止められているのでしょうか。また、今後の取組についても伺いをいたします。

次に、避難生活の長期化が予想される中で、性被害の防止が緊急的な課題です。各避難所でどのような対応をされているのでしょうか、併せて伺います。

もう1点、食事についてです。

夏の災害ということで、特に食中毒の問題があり、提供される食事は制限されています。パンと水とカップ麺という期間が長くありました。ありがたいことに、現在、多くのボランティアによる炊き出しも行われていますが、避難所によって差があります。長引く食事の偏りは、避難者の健康にも悪影響を及ぼすことから改善が急がれます。県は、現状をどのように把握し、対応されているのでしょうか。

以上3点について、健康福祉部長にお伺いをいたします。

〔健康福祉部長久原美樹子さん登壇〕

○健康福祉部長(久原美樹子さん) まず、1点目の避難所環境の受け止めと今後の取組についてお答えします。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害の教訓を踏まえ、県では、国の経済対策を活用した物資の備蓄など、避難所環境の整備に取り組んでまいりました。

一方で、今回のような地震災害においては、地震発生から短時間のうちに一度に多くの避難者が避難所に集まるため、大雨のように、気象予報を確認しながら事前準備を行うことが困難な面があります。

加えて、今回は、道路の寸断や停電の発生により、段ボールベッドをはじめとする物資の十分な確保ができず、避難所開設段階では、市町村は環境整備に大変苦慮されました。

このような中であっても、発災直後からの保健師やDMATなどの関係団体による避難所の巡回により、水や食料、トイレをはじめとした環境については、定期的に確認を行っています。

さらに、新たに導入した避難所環境のアセスメント評価ツールを活用し、スフィア基準に照らした避難所ごとの課題を把握し、国や市町村と連携して、必要な支援につなげています。

現在、被災市町村においては、避難所の拠点化に合わせて環境改善も進められています。避難生活を余儀なくされている方々の健康維持やニーズに応じたきめ細かなケアなど、さらなる避難所環境の整備に努めてまいります。

次に、2点目の性被害の防止についてお答えします。

県では、発災直後から、国の避難所チェックシートを市町村に通知し、女性の視点に立った避難所運営や環境整備を促すとともに、性被害の防止や相談機関をまとめたチラシを避難所等に配布しています。

また、プライバシーを確保するため、日本赤十字社の救護班における男女別のスペースを確保する取組のほか、警察においては、複数の女性警察官を配置した避難所の巡回により、女性からの相談にもきめ細かに対応していただいています。

さらに、性被害に関するサポートセンター、ゆあさいどくまもとの相談員も避難所を巡回し、相談に対応しています。

今後も、関係機関と連携し、避難所における性被害の防止と女性をはじめ避難されている皆様が安心して過ごせる環境の確保に努めてまいります。

最後に、3点目の食事の提供についてお答えします。

地震発生後は、多数の避難者に必要な食料を迅速に届けるため、県のガイドラインなどを踏まえ、まずは備蓄などから飲料水や保存食等を速やかに提供いたしました。あわせて、災害時支援協定を締結している企業などからも、缶詰やレトルト食品などの副食を調達するとともに、農林水産省のプッシュ型支援の協力を得て、不足する野菜を野菜ジュースで補うなどの対応も行ったところです。

加えて、日本栄養士会災害支援チームなどと連携し、避難所での食事内容のアセスメントや巡回による個別の栄養相談、食物アレルギーや嚥下困難など、食の要配慮者への食の提供支援なども行っています。

また、避難生活が続く中では、高齢者や子供など、それぞれのニーズに応じて、食事の質を高めていくことが求められます。

そのため、被災市町村に対し、避難所における食事環境の改善に関する通知を発出し、栄養バランスに配慮した弁当などへの移行を促しました。

さらに、発災直後から行われていたボランティアによる炊き出しなどに加え、県から日本キッチンカー経営審議会に協力を要請し、適温食の提供も行っています。

今後は、キッチンカーで提供される食事についても、栄養バランスに配慮したメニューへの変更を進めるなど、食事内容の改善を図ってまいります。

引き続き、こうした取組を通じて、被災された皆様が安心して避難生活を送ることができるよう、避難所における生活環境の向上につなげてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 いろいろ御答弁をいただいたんですけれども、実際のところ、変わってないんですよね。やっぱり、炊き出しがあれば、何か温かい食事が食べられたりしますけども、その数も十分ではありませんし、やっぱり避難所によって差があると。結局は変わってきてないんじゃないかなというふうなことも思います。

で、根本的な考え方を変えるということで本気で取り組まない限り、また同じような災害があつて、また同じような避難所の環境になるんじゃないかなというふうにも思います。

台湾や災害関連死ゼロのイタリアの避難所が先進国として知られております。国レベルの対応であり、専門家の集団です。災害が多発する日本にも、このような仕組みが必要だと痛切に思います。防衛費を増額するより、防災と災害対応に予算を回すべきだと、声を大にして申し上げます。

自治体職員が自らも被災者でありながら、また、慣れない非常事態の災害対応に当たるというのには限界があります。いつまでたっても避難所の環境は改善されませんし、避難所ごとの差があることも問

題です。専門家集団を構成すべきです。

熊本は、2度の震度7の地震を経験し、球磨川の災害、線状降水帯による豪雨災害と、幾度も被災をしております。この経験をイタリア並みの仕組みをつくることに生かすべきであると思います。また、ボランティア頼みの支援ではなく、有償での仕組みも必要です。

今回、支援物資の輸送やハブでの物資の整理を配送の専門を投入したり、9月からは、避難所運営を民間に委託する自治体もあります。そこには雇用が生まれます。食事の提供も、避難所となるコミセンの調理室や学校の調理室を利用して、資格を持った飲食店の方に料理を請け負ってもらうという発想もあります。

食材は、熊本県にはフードバレーや食のみやこ推進で培ったネットワークがあるのですから、道路の寸断などで行き場を失った農産物を買取り、活用することもできるのではないかと思います。

企業に対して、被災地のボランティア休暇制度の導入を働きかけることも一考だと思います。

今回の地震で仕事を失った方たちがたくさんいらっしゃいます。その方たちを、この復旧、復興の仕事として請け負っていただくという、そういった仕組みもつくる必要があるというふうに思います。

この先、まだまだ先の長い復旧、復興が続きます。災害関連死を防ぎ、雇用を生み出す、熊本版と言われるような施策をぜひつくっていただきたいと、知事にお願いを申し上げます。

次の井戸水の復旧についてお伺いをいたします。

まず、井戸水利用世帯があるということが行政に認識をされていなかったということが、今回の地震で明らかになりました。連日公表されていた断水世帯数には、この井戸水利用者は含まれておりません。私自身も、飲用を含む生活用水全てを井戸水に頼っています。

八代市に限って言えば、世帯数約5万8,000世帯のうち、48%が井戸水利用者であり、約2万7,000世帯に上ります。そのうち、断水している世帯数が4,400世帯と公表をされております。

しかし、先ほど溝口県議の質問に知事がお答えになっておりましたけれども、高市総理に直談判をしていただき、早速に、国土交通省や熊本県、八代市、全国さく井協会が井戸水対応チームを結成され、断水の原因究明に取り組んでいただけることに、ようやくという感はありますが、ほっとしております。

そもそも、八代の2本の川を境に、南の地域は、これまで水道整備区域から外れており、水道設備のない地域です。井戸水で暮らしを賄ってきた地域です。正確な報道や行政からの発信がないため、SNSなどで、利用者のわがままで上水道を引かず、無料の井戸水を利用していたなどという、いわれのない中傷があります。非常に残念なことだというふうに思います。

この暑さの中、シャワーも使えない、洗濯もできない、トイレも使えない、そのような中で、仕事や復旧作業で疲れていても、毎日給水車まで水をくみに行かなければならない。炎天下、高齢の御夫婦は、体調を気遣いながら給水車を待たれています。このような過酷な暮らしを一日でも早く解消する必要があります。

様々な井戸の事情があり、困難を極めているという話が聞こえてきますし、件数の多さに、解消まで

に時間がかかると言われています。

そこで、井戸水の復旧について、現時点での取組と今後の具体的な支援内容について、また、緊急的な対応と長期的な視点に立った対策について、環境生活部長にお伺いをいたします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 被災した井戸への対応についてお答えいたします。

今回の熊本地震により、井戸水を利用している多くの世帯で生活用水の確保に支障が生じている状況は、県としても非常に大きな課題と受け止めております。

しかしながら、今回の地震による井戸の被災状況の全容把握や復旧方法に関しては、井戸ごとに、構造や深さ、地下水や地盤の状況などが異なるため、一律に判断することが難しい面もあります。

こうした中、国の前例のない全面的な支援により、既に、被害状況の調査や、希望する住民を対象に、砂などが詰まった井戸の洗浄等を行っているところです。

今後も、国や関係団体等と連携し、井戸の復旧に向け、必要な支援制度の具体化に取り組んでまいります。

なお、中長期的な課題として、生活用水を確保するために有効な手段である上水道についても、整備主体となる市町村の考えを尊重しつつ、持続可能で安定的な給水体制を構築できるよう、県としてもしっかり支援してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 井戸の復旧費用について、災害救助費などによる公費の復旧支援が可能になったというふうに言われております。しかし、御答弁にありましたように、どこまで支援していただけるのかといったところは、非常に、井戸の形状が様々であるということ、復旧の形も様々であるということから、その中身がまだ具体的に示されておられません。また、災害救助費というふうな位置づけであれば、持ち家などの復旧と同じ枠組みとなります。生きるための水ということは同じでも、水道と井戸の位置づけは大きく違います。

井戸は、あくまでも私的所有物であり、水道は、水道法に基づく公的な水源となります。今回は、特例として井戸の公費支援が取られることになったと理解をしておりますが、今後は、改めて、どのように位置づけるのか、生きるための水ということでは同じ意味合いを持ちます。そのことを改めて整理をしていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、水の供給が急がれます。水が出ても、水質検査をする必要もあり、注意喚起が必要です。現在、ボランティアによる給水支援も行われておりますが、ボランティア頼みではなく、きちんとした仕組みをつくり、委託料などを払い、担っていただくことが必要ではないかと思っています。

毎日多くの不安な声が寄せられます。水のない不安と給水のための作業で、体調を崩される方もいます。改めて、緊急的な対策を国、市町村、業者と協議しながら進めていただきたいというふうに思います。

長期的な視点に立ったところでは、水道の整備ということも御答弁にございました。これまで、可能

ではなかったもので水道が整備されていないんですが、そのことも改めて市町村と協議いただければというふうに思います。

農業県熊本を守り抜く復旧、復興についてお尋ねをいたします。

発災後、知事にも現地に入っていただきましたので、農業関連の被害の大きさは肌で感じていただいていると思います。

昨年8月の大雨の被害やナフサ不足による資材の高騰などに対し、国や県からの手厚い支援もあり、ようやく再出発への意欲と道筋が見えた矢先の地震です。収穫直前の梨の落下、イグサ生産者宅では、家屋倒壊による機械の損壊、かんがい用水路の損壊により、農業用水が供給できなくなったことと、無降雨が重なり、イチゴやイグサの苗などへの影響、米の生育不良など、言い切れないほど多くの影響と被害が発生しております。厳しい状況が続いています。このままでは農業が続けられないという生産者の悲痛な声があります。

熊本県は、全国に誇る食料生産県です。県の基盤を支える農業の立て直しについてどのように取り組んでいけるのか、財政的支援も含めて、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長深川元樹君登壇〕

○農林水産部長(深川元樹君) 令和8年熊本地震における農林水産関係の被害額は、本日時点で1,576億円と、令和2年7月豪雨を超え、平成28年熊本地震に次ぐ甚大な被害となっております。

特に、昨年の豪雨災害で大きな被害を受けた八代・宇城地域では、生産者の営農意欲が著しく落ち込んでいます。また、収穫直前で大半の果実が落下した梨や八代・宇城地域が我が国唯一の産地となっているイグサにつきましても、産地の維持も懸念されるなど、本県農業はかつてない危機に直面していると認識しております。

このため、県では、発災後直ちに金融や営農に関する相談窓口を設置し、生産者の窮状に寄り添うとともに、梨、イグサ、トマト、イチゴなどの品目別や農業用水の確保等のプロジェクトチームを立ち上げ、国、県が中心となり、被害状況の把握や課題の抽出、応急対策への着手など、営農再開に向けた取組をいち早く開始いたしました。

特に、八代市や氷川町の幹線用水路につきましては、イチゴやイグサの定植等に農業用水が不可欠であったため、農林水産省や関係機関と一丸となって、これまでにないスピード感を持って復旧に当たりました。さらに、排水路からの補給や既設井戸の活用など、できる限りの手段を講じているところです。

あわせて、今月13日には、緊急性の高い資金繰り支援や必要な苗の調達などについて、知事専決処分により予算措置を行い、速やかに事業に着手しております。

さらに、18日には、知事と県議会、県選出国會議員による鈴木農林水産大臣への緊急要望を行いました。知事が現場で生産者からお聞きした重複被害の厳しい現状を大臣にお伝えするとともに、過去の災害に匹敵する甚大な被害を踏まえた手厚い支援を強く訴えたところです。

この結果、27日に、農林水産省から農業被害に対する支援パッケージが発表され、金融支援や営農再

開に向けた支援に加えまして、被災した農業用機械、施設の復旧に対する県、市町との協調による9割補助など、平成28年熊本地震等と同等の強力な支援策が盛り込まれました。

これを踏まえ、今後の対策の本格化、加速化に必要な補正予算案を本日提案することとしております。

今後も、地域の生産者の希望の灯を未来につなぐとともに、離農者を出さない、産地を守るを目標に、関係機関と連携して、総力を挙げて取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 手厚い、重ねての支援策が打ち出されているというふうな御答弁をいただき、本当に力強い気がいたします。離農者を出さない、産地を守る、このために——私は消費者です。生産者じゃないので、私たち消費者が何ができるかということだというふうに思います。熊本県産の農産物を買う、熊本産を扱っている飲食店や商店を利用するなど、買って、食べて、応援する意識を強く持つ必要があるというふうに思います。食食物は大事です。本当にそう思います。安心、安全な食料の生産県である熊本を、生産者とともに、熊本県民全体で支え抜く取組をぜひ進めていただくことを期待いたしまして、次の質問に入ります。

新学期に向けた学校施設の復旧と児童生徒への支援についてお伺いをいたします。

まず初めに、教育長が、先生方の積極的なボランティア参加を促していただき、手続を大幅に簡略化されたというふうにお聞きをいたしました。ありがとうございます。実に多くの先生方にボランティアに参加をいただいております。その経験は、教育現場においても必ず生かされるものと思っております。

新学期が始まりました。今回多くの学校が被害を受けており、学校施設の整備は間に合ったのでしょうか。また、被災して学用品などを取り出すことのできない子供たちもいます。その対応も併せてお伺いをいたします。

さらに、今回は、夏休み中で子供たちが登校していませんでしたが、そうでなければ、大きな被害があったのではないかと思います。子供たちは、地震を経験したことで、大きな不安やストレスを抱えています。さらには、避難所や車中泊など、様々な避難の経験をしていると思われます。

そこで、子供たちのメンタルヘルスケアにどのように取り組まれるのでしょうか。また、余震が続く、今後も地震発生の可能性が指摘されている中で、今後の学校における防災や避難訓練の在り方について、教育長にお伺いをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、新学期に向けた学校施設の復旧についてお答えします。

令和8年熊本地震では、県立学校及び市町村立学校の約6割が被災しました。発災後速やかに応急危険度判定を実施し、応急復旧等を行うことで、一部の校舎等に使用制限はありますが、明日までに全ての学校において教育活動を開始できることになりました。

なお、学校施設の本格復旧については、県及び市町村において、議会での補正予算の議決や国の災害

査定の手続を経た上で、設計、工事等に着手することになります。

また、教科書や学用品については、被災により教科書や学用品を喪失した児童生徒への対応は、学びの保障において優先すべき課題と認識しています。災害救助法の適用等を踏まえ、文部科学省の通知に基づき、国の負担において、速やかに給与する手続を進めています。

次に、子供たちのメンタルヘルスケアについてお答えします。

震災を経験した児童生徒の心のケアは、教育活動を進める上で最優先の課題です。

心のケアに当たっては、安心、安全な環境を整えることを基本とし、子供たちの不安を無理に聞き出さず、温かく受け止めることや、焦らず、適切な時期や方法で実態把握や支援を行うことが重要であり、先日、各学校に対する研修会を実施したところです。

また、支援に当たっては、教師が一人で抱え込まず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携しながら対応することも重要です。

子供たちの不安やストレスの程度、その影響も一人一人異なりますが、県教育委員会としては、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、中長期的な支援に向け、体制整備を進めてまいります。

最後に、学校防災と避難訓練の在り方についてお答えします。

今回の熊本地震を受け、改めて防災教育や安全管理を見直し、徹底する必要があると考えています。そのため、先日、各校の防災教育の中核である防災主任等を対象とした研修会を開催し、防災用品の点検や地域特性にも留意した避難行動及び避難経路の再確認、教職員の役割分担の徹底について、改めて周知したところです。

今後は、子供たちの心の状態にも留意しながら、子供たちが発達段階に応じて備える防災とそのときに守る行動を学び、災害に直面しても落ち着いて判断できる資質、能力を育ててまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 全ての学校で、明日までに教育活動がスタートできるということでしたので、ひとまず一安心をいたしました。中でも八代に限ってお話をさせていただくと、龍峯小学校が、宮地小学校を使用してのスタートということになっています。これまでとは違う環境でのスタートは、子供たちも先生方も負担のあることだというふうに思います。でき得る限り龍峯小学校の独立性が保たれる、そういった配慮をお願いしたいというふうに思います。

高校については、通学手段の課題があります。代替バスの利用がスタートしていますが、道路事情によっては時間どおりの運行が難しい場合もあるようです。やむを得ず遅刻することもあるということも想定をいただきたいというふうに思います。

通常の学習環境に戻るまでには時間がかかると思われます。教育委員会としても、現場の子供たちと教職員のメンタルヘルスケアを含め、寄り添った対応をお願いいたします。

水俣湾埋立地の安全性についてお伺いをいたします。

水俣湾において、1990年、高濃度水銀を含む海底土や魚を封じ込めるために人工地盤造成が行われ、

58ヘクタールの埋立地が完成いたしました。現在のエコパーク水俣です。

今回、水俣では震度5を観測し、埋立地において初めて液状化が3か所で確認をされました。その際に、地表に出てきた土の分析結果については、水銀は検出されなかったと発表されております。

これまで、水俣湾環境対策基本方針に基づいて、毎年または5年ごとの調査が行われてきたところですが、まず、今回の地震発生に伴う対応について伺います。

さらに、今回初めて液状化が発生しました。また、埋立地に使用されている鋼矢板セルの耐用年数は50年とも言われています。余震も続いており、今後、日奈久断層の割れ残りによる大規模地震の発生も懸念されております。

そこで、水俣湾埋立地の封じ込め構造の安全性について、知事のお考えを伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、令和8年熊本地震に伴う水俣湾埋立地における対応についてお答え申し上げます。

水俣湾埋立地の護岸等は、水銀等を含む汚泥を封じ込めた極めて重要な施設です。

県では、この埋立地を適切に維持管理していくため、水俣港埋立地管理補修マニュアルに基づき、構造物の点検や水質調査などを計画的に実施しております。

また、毎年地震発生を想定した訓練を実施し、緊急時における対応手順の充実を図るなど、迅速かつ適切な対応ができるよう備えております。

今回の地震では、水俣市において震度5強を観測したことから、発生5分後には、マニュアルに基づく臨時点検を開始しました。

まず、埋立地内の汚泥を封じ込める機能として特に重要な鋼矢板セルや護岸等について、目視点検に加え、GPS測量を実施しました。その結果、変状は確認されませんでした。

また、埋立地内については、目視点検により、3か所で液状化を確認したため、直ちに現地への立入りを制限するとともに、噴出した土砂の回収やシートの養生など、応急対策を速やかに実施しました。

なお、試験研究機関による分析の結果、噴出の土砂から水銀は検出されておられません。

次に、埋立地の構造の安全性についてお答え申し上げます。

水俣湾埋立地の護岸等は、昭和52年の建設当初から一般港の構造物より高い水準の耐震設計の下整備されております。

その後、平成19年の耐震基準等の大幅見直しを受け、平成20年度に設置した有識者等で構成する水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策委員会において、日奈久断層を含め、水俣湾で想定される最大級の地震や施設の老朽化の状況について、総合的な検討が行われました。その結果、耐震性能及び高経年化に特段の問題はなく、安定しているとの評価をいただいております。

さらに、リスク対応を含め、確実な維持管理を行うため、今度は、平成27年度に新たに維持管理委員会を設置し、平成28年熊本地震後の調査結果も踏まえ、GPSを使用した構造物の変状測量や不可視部分の調査など、点検項目の追加、充実を図ってまいっております。

現在も鋼矢板セルが所要の肉厚以上を確保しているかなどについて、調査、点検を定期的実施するとともに、その結果を委員会に報告し、専門的な助言をいただきながら、維持管理を行っています。

これまでの耐震評価や老朽化対策に加え、今回の地震後の点検結果も踏まえ、県としては、現状において、水銀を封じ込める機能に問題はないと認識しております。

引き続き、緊張感を持って、施設の適切な維持管理に努めるとともに、有識者の御意見を伺いながら、埋立地の安全性と健全性の確保に万全を期してまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 まず、今回の地震については、非常に早い段階で調査や対応をいただいているということを、まず確認をさせていただきました。

これまでも、調査や点検、これを定期的開催をしていて、その結果を踏まえて、問題ないというふうな認識を持たれておりますし、埋立地の安全性と健全性の確保に万全を期していくということの御答弁を頂戴したかというふうに思います。

確かに、調査や点検が行われてはいるのですが、その結果が公表をされていないんですよ。常任委員会には報告をされますけれども、これが、例えば県のホームページであるとか、そういったところに報告をされていないので、何をもって大丈夫だったかとか、何を以て安心なのかということの裏づけがなかなか取れないというふうに思います。

特に、今後の地震発生ということについては、本当に根強い不安が水俣市民の中にはございます。この不安を払拭するためにも、数値の公表、調査結果の公表、点検の公表ということに御検討いただきたい。これはする必要があるというふうに思っております。

最後の質問に入ります。

川辺川ダム建設についてお伺いをいたします。

川辺川ダムの本体工事が来年度から着工予定とされています。今回の地震も含め、熊本は、近年、度重なる自然災害に見舞われています。復旧半ばで再び災害に直面し、2度、3度と被害を受けている現状があります。被災を受けた地域の皆さんが、前向きに暮らしの再生、地域の復興に取り組んでいくには、国、県の支援なしには厳しいものがあります。

そこで、まず、人とお金を集中して、被災地の復旧、復興に重点的に投入すべきではないかと思っています。

これまでの災害の復旧、復興も道半ばです。この状況の中で、川辺川ダム建設に対して、2022年時点で国が示している総事業費は4,900億円であり、実施済み差し引くと、今後2,700億円が必要と試算されています。しかし、近年の資材の高騰や人件費の高騰で、試算が増額していくことが予測されます。当然、県の負担も増加します。

県財政の現状からも、川辺川ダムの本体工事の着工を一旦見送るという判断と、国交省に対しても見送りの協議を行う必要があるのではないかと考えておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 私は、球磨川流域の一日も早い安全、安心の実現のためには、新たな流水型ダムや遊水地の整備、河道掘削、宅地かさ上げ、輪中堤、森林整備、避難体制の強化などを総合的に取り組む緑の流域治水を推進することが必要不可欠であると考えております。

その中でも、特に新たな流水型ダムは、治水効果が大きいものの、令和17年度に完成が予定されており、それまでの間のこの流域における治水安全度や近年各地での降雨状況を鑑みると、この事業は一日も早く進めなければならなりません。

そのような中で、本県は、令和8年熊本地震において甚大な被害を受けました。被災地では、現在、懸命に復旧活動や住まいの確保、災害ごみの処理などが行われており、復興には長い道のりを要すると考えております。

このため、私は、令和8年熊本地震からの復旧、復興についても、これまでの大規模災害と同様に、国の絶大な支援の下、県財政への影響を最小化し、新たな流水型ダムとともに、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

県民の命と暮らしを守ることは、私が県知事選でのマニフェスト、県民への10の約束で伊の一番に掲げた項目です。今回の地震からの復旧、復興も、球磨川流域の一日も早い安心、安全の実現も、ともに県民の命と暮らしを守る県政最優先事項でございます。

以上です。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 2027年度の概算要求で、国土交通省は、川辺川ダム事業について、本体基礎工事、掘削工事費と関連事業を含め、65億400万円を計上したと発表しました。26年度当初予算と比較し、5億円近くの増加となっています。めどとする2035年度の完成までにどれだけの費用が膨らんでいくのか、見通せない状況ではないでしょうか。

川辺川ダムが災害のリスクを軽減させるものなのかどうかという疑問は残ったままですし、住民が求めている令和2年の豪雨災害の共同検証も行われないうままです。主権者である流域住民の声が置き去りにされています。豪雨災害からの復旧、復興も道半ばですし、度重なる災害によって傷ついた被災地の復旧とダムによらない緑の流域治水の推進、そして、なりわいの再建、これに私は税金を投入すべきではないかと申し上げます。

知事とは、このダムに関しては、やっぱり平行線なんですよね。知事は必要だと言われるし、私はダムではないんじゃないかというふうにずっと申し上げております。引き続き、この件については議論をしていきたいというふうに思います。

今回の質問で、私の任期中の6回の質問が終わりました。今回、災害対応の中、質問に対し、対応いただいた職員の皆様に感謝を申し上げます。これからの復旧、復興、共に頑張ってまいりましょう。

御清聴ありがとうございました。(拍手)